

檜山北部3町合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 檜山北部3町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、檜山北部3町合併協議会(以下「協議会」という。)に専門部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整をする。

(部会員)

第3条 専門部会は、別表のとおりとする。

2 専門部会の部会員は、大成町、瀬棚町及び北檜山町(以下「関係町」という。)の関係所管課の職員をもって充てる。

3 専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

(組織)

第4条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、会務を掌理し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長が求めるとき、又は部会長が必要に応じて随時開催する。

2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する関係町の担当課が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	所 管 事 項
行 財 政 専 門 部 会	議会全般に関すること 総務、人事、電算、防災、消防などに関すること及び他の部会に属さない事項 税全般、財政、管財に関すること 新町建設計画、都市計画、企画調整、広報広聴などに関すること コミュニティ、交通安全などに関すること
保 健 福 祉 専 門 部 会	国保、戸籍・住基などに関すること 環境衛生などに関すること 介護、健康、福祉、医療などに関すること
産 業 建 設 専 門 部 会	農林水産、商工観光、自然公園などに関すること 建設、住宅、港湾、公園、緑地などに関すること 水道、下水道などに関すること
教 育 専 門 部 会	学校教育、生涯学習、社会教育、国際交流などに関すること